

住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討委員会規約

(名称)

第1条 本会は「住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、住宅瑕疵担保履行法附則第5条において、法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることを受け、当該検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員会の委員は、住宅瑕疵担保履行制度に関する分野に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第4条 委員会には座長を置く。

- 2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 座長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 委員会にはオブザーバーを置くことができる。
- 6 オブザーバーは委員会に出席し、求めに応じて発言することができる。

(委員会の議事)

第5条 委員会の議事は、非公開とする。

- 2 委員会の資料及び議事内容については、座長に確認の上、原則として、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室に置く。